

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、船舶所有者Aにおける申立人の資格取得日に係る記録を昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月26日から同年9月1日まで
社会保険庁(当時)から郵送されてきたねんきん特別便により、申立期間について、船員保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、B丸に乗船し、漁業に従事していたことは確かなので、申立期間について、船員保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B丸に機関長として勤務していたことが、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

また、申立期間当時におけるB丸の船長は、「申立期間当時、船員保険の加入手続を行っていた事務員は、船員手帳の雇入年月日を、船員保険の資格取得日として社会保険事務所に届け出ていたと思う。」と証言しているところ、同船の乗組員のうち、船員手帳を保管していた3人は、申立期間以前及び申立期間において、船員手帳に記載されている雇入年月日と船員保険被保険者名簿の資格取得日がおおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和37年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、既にB丸の船舶所有者ではなくなっており、連絡先が不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 31 日に申立人に賞与を支給した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を 7 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の賞与について、厚生年金保険料の納付記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されたことは確かなので、当該保険料が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与個人別一覧（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主から、平成 16 年 4 月 21 日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所に提出されたところ、社会保険事務所からの健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書（写）には、申立人について、継続して勤務しているにもかかわらず、「喪失日以降の賞与の支払の為、保険料は必要ありません。」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出後、社会保険事務所から、申立期間の賞与について、厚生年金保険料の納付は不要である旨の通知があったので、保険料を納付しなかったと思

う。」と回答している。

このことについて、年金事務所に照会したところ、「事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、標準賞与額をオンライン記録に入力する際には、同支払届に記載されている健康保険被保険者番号、生年月日についても同時に入力することとされており、既に被保険者資格を喪失した健康保険被保険者番号が入力された場合、エラーリストが出力されるため、社会保険事務所はその原因を調査し、事業主に確認の上、再度正しいデータを入力するとされているところ、当時の担当者が、事業主に十分な確認等を行わなかったものと考えられる。」との回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（7万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、上記賞与個人別一覧（写）により、7万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成 16 年 3 月 31 日に申立人に賞与を支給した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を 2 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月 31 日

社会保険事務所からの通知により、A社に勤務していた申立期間の賞与について、厚生年金保険料の納付記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されたことは確かなので、当該保険料が、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与個人別一覧（写）から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主から、平成 16 年 4 月 21 日に、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所に提出されたところ、社会保険事務所からの健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書（写）には、申立人について、継続して勤務しているにもかかわらず、「喪失日以降の賞与の支払の為、保険料は必要ありません。」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出後、社会保険事務所から、申立期間の賞与について、厚生年金保険料の納付は不要である旨の通知があったので、保険料を納付しなかったと思う。」と回答している。

このことについて、年金事務所に照会したところ、「事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づき、標準賞与額をオンライン記録に入力する際には、同支払届に記載されている健康保険被保険者番号、生年月日についても同時に入力することとされており、既に被保険者資格を喪失した健康保険被保険者番号が入力された場合、エラーリストが出力されるため、社会保険事務所はその原因を調査し、事業主に確認の上、再度正しいデータを入力するとされているところ、当時の担当者が、事業主に十分な確認等を行わなかったものと考えられる。」との回答が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額（2万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、上記賞与個人別一覧（写）により、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 55 年 2 月まで
昭和 50 年 6 月ころから両親が経営する A 店に勤め、このころ同店の税金等の事務を行っていた会計事務所の人に私の年金手帳を渡し、国民年金の加入手続を行ってもらった記憶がある。
同店から支給されていた給与からは、税金等と一緒に国民年金保険料も控除されていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、A 店の給与支払事務を担当していた申立人の母親は、「申立人に支給していた給与から国民年金保険料を控除し、その保険料を納付したかどうか覚えていない。」と述べており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名の記載は無く、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人が自身の国民年金の加入手続を行ってもらったとする元会計事務所の担当者から聴取しても、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとする証言は得られないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間前の平成元年6月まで勤務していた会社を退職する際、同社から退職後の年金加入手続について詳細な説明を受け、退職直後の同年7月に、実家がある市の市役所において転入手続と国民年金の加入手続を行い、その後、市役所から郵送された納付書（紙の綴り）により、申立期間中に、郵便局又は銀行（いずれも名称は不明）の窓口で、申立期間の国民年金保険料を一括納付した記憶があるので、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後、実家があるA市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年11月に婚姻後に居住したB市で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時、A市役所から国民年金手帳を交付された記憶が無い。」としているなど、申立人に対して、別の同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年から25年まで
申立期間当時、A組合に勤務していた。

給与明細書等はないが、一緒に働いていた同僚の名前を思い出したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA組合における業務内容に関する具体的な供述、及び申立人が記憶している複数の同僚の氏名が、当時同組合に勤務していた従業員が記憶する同僚の氏名とおおむね一致することから、時期が特定できないものの、申立人は同組合に勤務していたと推認できる。

しかしながら、A組合は、昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前に、申立人は同組合において同保険の被保険者資格を取得することができない。

また、申立人は、A組合において一緒に勤務したとして、工場長1人、同僚6人及び同組合の事務担当者2人を記憶しているところ、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している者のうち同僚4人については、同組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年6月に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、残りの者については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、昭和23年ころから25年8月までA組合に勤務していた元従業員は、申立人が記憶している23年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚4人のうち3人を覚えているものの、申立人については記憶していないとともに、申立人が記憶している工場長についても記憶しておらず、別の工場長（昭和23年6月1日被保険者資格取得）が在籍していたと証

言している上、上記同僚4人のうち連絡が取れた2人から聴取しても申立人に関する証言を得ることができず、申立人が同組合が適用事業所となった23年6月以降に勤務し、厚生年金保険に加入していたことを確認することができない。

加えて、A組合に係る健康保険厚生年金被保険者名簿の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から33年2月まで
申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、時期は特定できないものの、同社に勤務していた従業員の証言及び同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人が記憶している複数の同僚の氏名が確認できることから、推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社の所在地はB区であり、C区で勤務したことは無い。」と述べているところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は、昭和32年5月7日付けでC区からB区に所在地を変更していることが確認でき、申立人は、申立期間のうち30年4月から32年4月までについて、同社に勤務していなかったものと推認できる。

また、申立人が、申立期間当時、A社において一緒に勤務していたと記憶している従業員12人のうち5人は、申立期間後の昭和33年6月以降に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれ、申立人については、同社から同資格取得届が社会保険事務所（当時）に提出される前に退職した可能性がうかがわれる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主及び社会保険関係の事務をしていたとみられる従業員は死亡しており、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月2日から35年2月15日まで
昭和33年4月からA社B工場で勤務していたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月から35年2月15日までについて、同保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和33年4月にA社B工場に入社し、すぐに上司のC氏の下でD県やE県にあった同社出張所等で勤務し、給与はC氏から支給された。」と述べているところ、申立期間当時、A社B工場に勤務し、申立人を覚えている元社員は、「申立人は、A社の下請事業者であったF事業所の作業員であり、ある会社のプラント部材を現場で組み立てていた。A社の社員であれば、厚生年金保険に加入させていたと思う。」と証言している上、当時、同社本社において経理担当であった元社員は、「A社の社員については、厚生年金保険に加入させ、雇用保険にも加入させていた。下請事業者であったF事業所に雇用されていた作業員については、途中からA社の社員となったので、申立人についても、当初はF事業所の作業員として勤務し、A社の社員となった時点で厚生年金保険に加入したのではないか。」と証言している。

また、オンライン記録によると、昭和33年ころから申立人と一緒に勤務していたことを覚えているF事業所の元同僚は、A社B工場における厚生年金保険の加入記録が無く、36年7月に、初めて同社G工場において厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人についても、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格

を取得したことが確認できる昭和 35 年 2 月 15 日以降に同事業所の社員となった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間当時の A 社 B 工場及び申立人が出向して勤務したと述べている同社の各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。